

# お知らせ

## 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

### ①令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)の保険料

#### 【国民健康保険】

##### ●保険料の決定時期

6月に決定し、**6月中旬**に世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。

##### ●支払方法

◎口座振替や納付書などでお支払い(普通徴収)の世帯

1年間分の保険料を6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。

4・5月は新年度の保険料の納付はありません。

##### ◎年金からお支払い(特別徴収)の世帯

1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。

##### ●保険料の納付相談

6月中旬以降は窓口が大変混雑し、相当な待ち時間が発生します。

新年度の保険料は、6月1日(水)からご相談できますので、お早めにお問い合わせください。

##### ●視覚障がいのある世帯主の方へ

決定通知書の主な内容を点字文書にして同封することができます。ご希望の方は電話でお申し込みください。

#### 【後期高齢者医療】

##### ●保険料の決定時期

7月に決定し、**7月中旬**にご本人へ「後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。

##### ●支払方法

◎口座振替や納付書などでお支払い(普通徴収)の方

1年間分の保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただきます。

4～6月は新年度の保険料の納付はありません。

##### ◎年金からお支払い(特別徴収)の方

1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。

### ②国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のための所得申告書をご提出ください

所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられません(国民健康保険は世帯全員の所得が判明する必要があります。後期高齢者医療は本人と世帯主の収入が判明する必要があります)。税の申告が不要な場合でも、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料にかかる所得の申告を行う必要があります。

所得がないなど、市民税・府民税の申告の必要のない方で、「国民健康保険料のための所得申告書」または「後期高齢者医療保険料のための所得申告書」が届いている方は、お早めに提出をお願いします。

#### 問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険)

6階**61**番窓口 ☎6659-9956

## 介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(市内在住の65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)に、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。

年金から納付いただいている方(特別徴収の方)は、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

#### 問合せ 保健福祉課(介護保険)

5階**51**番窓口 ☎6659-9859

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

令和4年4月分からの手当月額が次のとおり改定されました。

		令和4年4月から
<b>①児童扶養手当</b>		
児童1人	全部支給	43,070円
	一部支給	43,060円～10,160円
児童2人目の加算額	全部支給	10,170円
	一部支給	10,160円～5,090円
児童3人目以降の加算額	全部支給	6,100円
	一部支給	6,090円～3,050円
<b>②特別児童扶養手当</b>		
1級		52,400円
2級		34,900円
<b>③特別障がい者手当</b>		
		27,300円
<b>④障がい児福祉手当</b>		
		14,850円
<b>⑤経過福祉手当</b>		
		14,850円

#### 問合せ

①②保健福祉課(子育て支援)

5階**52**番窓口 ☎6659-9824

③④⑤保健福祉課(地域福祉)

5階**51**番窓口 ☎6659-9857

## あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください！ ひとりで悩まずご相談ください！ 生活自立相談支援窓口 「はぎさぽーと」

- 住むところがない、家賃が払えない…
- 仕事が見つからない…
- 家族のことで悩んでいる…
- 社会に出るのがこわい… など

あなたのその悩み、「はぎさぽーと」と一緒に解決しましょう！

相談は無料、秘密は厳守します。おひとりで抱え込まず、まずは話してみませんか？



#### 問合せ

はぎさぽーと(西成区社会福祉協

議会・大阪自彊館共同体)

5階**53**番窓口 ☎6115-8070



## 結核健診を受けよう！

予約不要 無料

お住まいの地域に、胸部レントゲン検診車がお伺いします。年に1回は健診をうけましょう！

**対象** 満15歳以上の区民の方

**日時** 4月20日(水)

13:30～15:00

**場所** 山王集会所(山王2-10-24)

**問合せ** 保健福祉課(結核健診)

2階**23**番窓口 ☎6659-9969



## 固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限は、5月2日(月)です

市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さまのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

#### 問合せ

○固定資産税・都市計画税(土地・家屋)

あべの市税事務所 固定資産税(土地・家屋)担当  
☎4396-2957(土地)、4396-2958(家屋)

○固定資産税(償却資産)

船場法人市税事務所  
固定資産税(償却資産)グループ  
☎4705-2941



## 固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者となる方は、資産のある区を担当する市税事務所で縦覧帳簿を縦覧できます(資産をお持ちの区の縦覧帳簿に限ります)。

**期間** 4月1日(金)～5月2日(月)

(土・日・祝日を除く)9:00～17:30

(金曜日は19:00まで)

#### 持ち物

本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書

代理人の場合は委任状が必要です。

#### 問合せ

あべの市税事務所

固定資産税(土地・家屋)担当

☎4396-2957(土地)、

4396-2958(家屋)



## 犬や猫を愛する皆さんへ 4月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物の好きな人ばかりではありません。動物が多くの人々に愛され、人間社会の中で共存できるように、次のことを守って、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。



- 愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- 普段から自宅で排便・排尿させてから散歩にいくよう習慣づけましょう。
- 所有者がわかるように名札(犬は鑑札と注射済票)などを着けましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。
- 猫の放し飼いはやめましょう。犬の放し飼いは禁止されています。

#### 問合せ 保健福祉課(地域保健)

2階**21**番窓口 ☎6659-9973

## 古い住宅の解体・建替え費用等を補助します！

一定の要件を満たす解体・建替え・防災空地整備について補助します(限度額あり)。

- ①隣地を取得した戸建て住宅への建替え費用
- ②狭い道路に面した古い木造住宅の解体費用
- ③集合住宅への建替え費用
- ④防災空地整備費用

対象地域や補助内容など詳細はお問い合わせください。

#### 問合せ

①②③都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口

☎6882-7053

④都市整備局 住環境整備課密集市街地整備

グループ ☎6208-9235

